

## ガラスびん再商品化実施料金の計算方法

ガラスびん再商品化実施料金は、ガラスびん再商品化実施契約書に基づき、再商品化製品利用事業者の「再商品化製品受領書」の量をベースに計算しております。

その計算方法は下記の通りですので、ご案内申し上げます。

## 記

## 1. 前提

「ガラスびん再商品化実施料金」は各市町村・一部事務組合（以下、「市町村」という）からの引き取り報告量と再商品化製品利用事業者から受領した「再商品化製品受領書」の量をもとに、各工場別に以下の計算方法により算出します。

再商品化実施料金計算の対象となる再商品化量は再商品化製品利用事業者から受領した「再商品化製品受領書」の量を基に、各市町村からの「分別基準適合物の引き取り報告量」を上限として計算しますので、各々正しく報告していただくことが重要になります。

## 2. 支払対象となる再商品化量

**当月の支払対象となる再商品化量は月間販売量をガラスびん再商品化実施契約書第 22 条に定める再商品化率で除して計算します。**

[契約年度の再商品化率：びんの原料=94%、その他の原材料=95%]

(例) 再商品化製品引渡し量 (販売量) (びんの原料の場合) 100,000 kg の場合  
支払対象となる再生処理量は 106,383 kg = (100,000 ÷ 94%) になる。

- ① 支払対象となる再商品化量が市町村からの引取り量より少ない場合  
⇒ その差分は次月以降に繰り越します。

なお、翌月以降に引取り量に対して支払対象となる再商品化量が多くなった場合に、その超過分については繰越量を上限として支払対象に加えます。

- ② 支払対象となる再商品化量の方が市町村からの引取り量より多くなった場合  
⇒ その超過分は当月の支払の対象になりません。(事例：1, 2 参照)

なお、超過分は当月の支払対象とはなりません。翌月以降に引取り量に対して支払対象となる再商品化量が少なくなった場合に、その差分を上限として支払対象に加えます。(事例：3 参照)

- ③ 契約年度の期末までに再商品化製品を販売し切れなかった場合  
⇒ ガラスびん再商品化実施契約書の第 22 条に基づき、6 年度の報告期限 (7 月 5 日) に間に合ったものについてのみ支払対象とします。

### 3. ガラスびん再商品化実施料金

上記2.「支払対象となる再商品化量」の合計に達するまで、協会と処理契約をした市町村のうち北に位置する順（市町村・組合コードの小さい順）の市町村からの「市町村からの引取り実績報告量」に再商品化委託単価を乗じて計算した金額が当月のガラスびん再商品化実施料金となります。（以下、支払い計算上の次月繰越数量を「繰越数量」と言います。）

事例1： 4月度分に繰越数量が発生し、5月度分で解消するケース

#### 4月度の引取り実績報告量

A市（青森県）200,000 kg    B市（東京都）300,000 kg    C市（静岡県）500,000 kg  
合計 1,000,000kg①

再商品化製品利用事業者から受領した再商品化製品受領書の量を再商品化率で割戻した量

D社                    300,000 kg    E社                    400,000 kg    合計    700,000kg②

この場合、支払の対象となる再商品化量及び再商品化実施料金、繰越数量は以下となります。

A市（青森県）200,000 kg×委託単価＝再商品化実施料金(a5)、繰越数量＝ 0 kg

B市（東京都）300,000 kg×委託単価＝再商品化実施料金(b5)、繰越数量＝ 0 kg

C市（静岡県）200,000 kg×委託単価＝再商品化実施料金(c5)、繰越数量＝ 300,000 kg \* 1

4月度分（5月末支払い）の再商品化実施料金=(a5)+(b5)+(c5) 円

繰越数量は 1,000,000 ①－700,000 ②＝300,000kg \* 1

#### 5月度の引取り実績報告量

A市（青森県）300,000 kg    B市（東京都）300,000 kg    C市（静岡県）400,000 kg  
合計 1,000,000kg ③

利用事業者からの再商品化製品受領書の量を再商品化率で割戻した量

D社                    500,000 kg    E社                    800,000 kg    合計 1,300,000kg ④

この場合、支払の対象となる再商品化量及び再商品化実施料金、繰越数量は以下となります。

A市（青森県）300,000 kg×委託単価＝再商品化実施料金(a6)、繰越数量＝ 0 kg

B市（東京都）300,000 kg×委託単価＝再商品化実施料金(b6)、繰越数量＝ 0 kg

C市（静岡県）700,000 kg×委託単価＝再商品化実施料金(c6)、繰越数量＝ 0 kg

5月度分（6月末支払い）の再商品化実施料金=(a6)+(b6)+(c6) 円

繰越数量は 300,000(4月度分繰越数量)+1000,000 ③－1,300,000 ④＝0kg

注 \* 1 繰越数量が発生した場合、協会と処理契約をした南に位置する（市町村・組合コードの大きい順の）市町村から繰越在庫が残ります。

事例2： 繰越数量が2市町村に発生するケース

**4月度の引取り実績報告量**

A市（青森県）200,000 kg    B市（東京都）500,000 kg    C市（静岡県）300,000 kg  
合計 1,000,000kg ①

再商品化製品利用事業者から受領した再商品化製品受領書の量を再商品化率で割戻した量

D社                    300,000 kg    E社                    300,000 kg    合計 600,000kg ②

この場合、支払の対象となる再商品化量及び再商品化実施料金、繰越数量は以下となります。

A市（青森県）200,000 kg×委託単価＝再商品化実施料金(a5)、繰越数量＝ 0 kg  
B市（東京都）400,000 kg×委託単価＝再商品化実施料金(b5)、繰越数量＝ 100,000 kg \* 1  
C市（静岡県） 0 kg×委託単価＝再商品化実施料金(c5)、繰越数量＝ 300,000 kg \* 1

4月度分（5月末支払い）の再商品化実施料金=(a5)+(b5)+(c5) 円

繰越数量は 1,000,000 ①－600,000 ②＝400,000kg \* 1

**5月度の引取り実績報告量**

A市（青森県）300,000 kg    B市（東京都）300,000 kg    C市（静岡県）400,000 kg  
合計 1,000,000kg ③

利用事業者からの再商品化製品受領書の量を再商品化率で割戻した量

D社                    500,000 kg    E社                    700,000 kg    合計 1,200,000kg ④

この場合、支払の対象となる再商品化量及び再商品化実施料金、繰越数量は以下となります。

A市（青森県）300,000 kg×委託単価＝再商品化実施料金(a6)、繰越数量＝ 0 kg  
B市（東京都）400,000 kg×委託単価＝再商品化実施料金(b6)、繰越数量＝ 0 kg \* 2  
C市（静岡県）500,000 kg×委託単価＝再商品化実施料金(c6)、繰越数量＝ 200,000 kg \* 2

5月度分（6月末支払い）の再商品化実施料金=(a6)+(b6)+(c6) 円

繰越数量は 400,000(4月度分繰越数量)+1,000,000 ③－1,200,000 ④＝200,000kg

- 注 \* 1 繰越数量が発生した場合、本計算方法では、協会と処理契約をした南に位置する（市町村・組合コードの大きい順の）市町村から繰越在庫が残ることになります。
- \* 2 繰越数量は繰越数量の発生した市町村等の北に位置する（市町村・組合コードの大きい順の）市町村から、控除します。

事例3：繰越数量がマイナスになるケース

#### 4月度の引取り実績報告量

A市（青森県）200,000 kg    B市（東京都）300,000 kg    C市（静岡県）500,000 kg  
合計 1,000,000kg ①

再商品化製品利用事業者から受領した再商品化製品受領書の量を再商品化率で割戻した量

D社            500,000 kg    E社            600,000 kg    合計 1,100,000kg ② \* 3

この場合、支払の対象となる再商品化量及び再商品化実施料金・繰越数量は以下となります。

A市（青森県）200,000 kg × 委託単価 = 再商品化実施料金(a5)、繰越数量 = 0 kg  
B市（東京都）300,000 kg × 委託単価 = 再商品化実施料金(b5)、繰越数量 = 0 kg  
C市（静岡県）500,000 kg × 委託単価 = 再商品化実施料金(c5)、繰越数量 = -100,000 kg \* 3

4月度分（5月末支払い）の再商品化実施料金=(a5)+(b5)+(c5) 円

繰越数量は 1,000,000 ① - 1,100,000 ② = -100,000kg \* 3

#### 5月度の引取り実績報告量

A市（青森県）300,000 kg    B市（東京都）300,000 kg    C市（静岡県）400,000 kg  
合計 1,000,000kg ③

利用事業者からの再商品化製品受領書の量を再商品化率で割戻した量

D社            500,000 kg    E社            450,000 kg    合計 950,000kg ④

この場合、支払の対象となる再商品化量及び再商品化実施料金、繰越数量は以下となります。

A市（青森県）300,000 kg × 委託単価 = 再商品化実施料金(a6)、繰越数量 = 0 kg  
B市（東京都）300,000 kg × 委託単価 = 再商品化実施料金(b6)、繰越数量 = 0 kg  
C市（静岡県）400,000 kg × 委託単価 = 再商品化実施料金(c6)、繰越数量 = -50,000 kg

5月度分（6月末支払い）の再商品化実施料金=(a6)+(b6)+(c6) 円

繰越数量は -100,000(4月度分繰越数量) + 1,000,000 ③ - 950,000 ④ = -50,000 kg

注 \* 3 実際の再商品化率が支払い計算に用いる再商品化率（びんの原料=94%、その他の原料=95%）を上回った場合（例 97%で再商品化が実施された場合）には、割戻した量が、引取量を上回る場合があります。

市町村からの引取量を越えた分は支払いの対象となりません。繰越数量はマイナスとなります。

なお、委託単価には消費税が含まれません。したがって、再商品化実施料金のお支払いにあたって、委託単価が逆有償の場合は消費税率（8%）を乗じた金額をお支払いいたします。また、委託単価が有償の場合には、消費税率を乗じた金額をご請求させていただきます。

以上